

大阪第一・二運輸所の職場要求

1. {設備関係}

- ① 大阪第二運輸所の組合掲示板を男子ロッカー室入り口付近に移設すること。
- ② 各乗務員詰所及び各乗泊（大一両・名古屋車両所・東一両）に浄水型冷水器（床置き型）を設置すること。
- ③ 各乗務員待機室にリクライニング式椅子を設置すること。
- ④ 大一両及び東二両の待機室長椅子は狭くて固いので、大変疲れやすい。社員の体調維持・管理、腰痛防止等の観点から疲れにくい椅子に改善すること。
- ⑤ 大一運及び大二運社員ロッカーを大型化すること。また、ロッカー室の洗面所及びタオル掛け等の設備を増設すること。
- ⑥ 大一両及び東一両食堂利用時の、制服着用の義務を簡略化すること。
- ⑦ 東一両食堂利用時に使用できる自転車を新設すること。
- ⑧ 大一運及び大二運に設置してある全ての監視カメラを撤去すること。また、職場入場時にパーサーや業者関係者と同じように社員証提示のみで入れるようにすること。
- ⑨ 全駅・全車両所の信号及び標識（停止位置目標等）をLED

化にすること。また、全車両所昇降台下をスラブ化し傷害防止に努めること。

- ⑩ 品川駅下りホーム大阪方ホーム柵・名古屋駅下りホーム柵・新大阪駅25番26番大阪方ホーム柵南京錠を大型化し、操作しやすい鍵に改善すること。
- ⑪ 新大阪駅21番・22番ホーム東京方及び23番・24番ホーム東京方のテンキーは日照時間によりテンキー番号が見づらい時間帯がある。押しボタン式に改善すること。
- ⑫ 名古屋車両所乗泊・東一運他所乗務員待機室の空調設備を改善すること。及び東一運・東二運・三島車両所各男子浴場と大一運・大二運各トイレに新たに空調設備を新設すること。
- ⑬ 東一運男子乗泊のベッドは老朽化しているため新しいベッドに改善すること。また、シーパップ等使用時のコンセントを増設すること。
- ⑭ 東一両乗泊に乾燥機を設置すること。
- ⑮ 三島車両所乗泊の男子浴場を大型化または新設すること。
- ⑯ 大一両5階及び9階に自動販売機（飲料・パン等）を設置すること。

2、{勤務関係}

- ① 運転妨害（特に車両入換え作業時）となる添乗及び注意指導をやめること。また、乗務点呼時や添乗時の諮問をやめること。
- ② 運転士及び車掌標準動作の決められた喚呼を簡略化すること。
- ③ 各月毎、隔たりのない年休を発給すること。
- ④ 年度において年休が取得できる要員体制にすること。
- ⑤ 年休が流れる時は会社が責任を持って買い上げる等の措置を講ずること。

- ⑥ 一方的な休日出勤を直ちに解消すること。やむを得ず休日出勤を指定する場合は本人の同意を得ること。
- ⑦ 年休の申し込みがあった場合は絶対に休日出勤に指定しないこと。
- ⑧ 毎月10日の勤務予定発表時、予備月における休み（公休・特休）を公表すること。
- ⑨ 毎月の年休申込者に対する年休順番を決める時は、公平化を図るため各組合代表の立ち会いのもと実施すること。
- ⑩ 長期休み（リフレッシュ休暇）等における次勤務確認は、本人からの電話確認を解消し会社が責任を持って行うこと。
- ⑪ 乗組み月等あらかじめ勤務が把握できた場合は、長期休みでも次勤務確認を受け付けること。
- ⑫ 毎月の定例訓練時での知識確認及びシミュレーター確認をやめること。
- ⑬ 定例訓練指定までの待ち時間及び訓練時間を2項超勤扱いにすること。また、年間の訓練時間を減らすこと。
- ⑭ 規定類の訂正に必要な時間を労働時間とすること。

3, {福利関係}

- ① SAS（睡眠時無呼吸症候群）の治療費は、会社側の負担とすること。また、器具の設置は会社が責任を持って各所に設置し、利便性を図ること。
- ② 石綿受診資格者には、退職後も会社側が責任を持って検診させること。
- ③ 定期健康診断の再検査は、勤務扱いとすること。また、再検査の治療費は会社負担とすること。
- ④ 通勤経路は、合理性且つ利便性を図り本人の希望する経路を認めること。また、通勤手当は希望経路の全額を支給すること。

- ⑤ 乗務員の夏服について、半袖・開襟シャツを認めること。また会社が貸与すること。
- ⑥ 冬服のクリーニングの回数を増やしクリーニングの受付は、夏服と同じようにすること。

以上